

平成22年7月1日(木)

【事務局(吉田)】 失礼いたします。それでは、定刻になりましたので、本年度第1回の総合計画審議会を開催させていただきます。

事務局を務めております政策推進課の吉田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。皆様方には大変お忙しい中、また暑い中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。会議に入らせていただく前に、審議会委員の交代がございましたので、ご紹介をさせていただきます。

京都府山城広域振興局長が安田局長から勝見局長にかわられまして、5月26日付で就任されております。本市総合計画審議会委員への就任につきましてもご承諾をいただいておりますので、ご紹介を申し上げます。

勝見委員でございます。

【勝見委員】 勝見でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局(吉田)】 ありがとうございます。

事務局につきましても、4月の人事異動におきまして総括企画主任の変更がございましたので、ご紹介させていただきます。

まず、総務部長の坪倉でございます。

【坪倉総務部長】 坪倉です。よろしくお願いいたします。

【事務局(吉田)】 続きまして、会計管理者の栢木でございます。

【栢木会計管理者】 栢木でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局(吉田)】 続きまして、議会事務局長の山田でございます。

【山田議会事務局長】 山田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局(吉田)】 続きまして、事務局政策推進課長の中上でございます。

【事務局(中上)】 中上です。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局(吉田)】 都市整備部長の小川につきましては、本日所用のため欠席ですのでお名前だけの紹介とさせていただきます。

それから、本日欠席のご連絡をいただいております方をご紹介申し上げます。

藤田委員、緒方委員、高原委員、塚口委員、澤田委員、関口委員から、所用のためご欠席との連絡をいただいております。

それから、本日配付させていただきました資料についてご説明申し上げます。

委員の皆様方には6月初旬にお送りしまして、6月15日までに点検のお願いをしてきたところでございます。いただきましたご意見を踏まえまして、各部長とも再度の調整をさせていただきまして、市としてもう一度協議をさせていただきまして、一部修正をしたものをさらに6月28日に修正点のみ、たしか8枚だったと思っておりますけれども、送らせていただきました。

本日は、各委員のお席には変更した内容を含めました全件の資料をもう一度差しかえてお配

りしておりますので、その資料に基づきまして審議をお願いしたいと思います。

それでは、ここからの進行は委員長をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【川本委員長】 川本でございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。私も市役所さんにならしまして上着もネクタイも省略をさせていただいておりますので、あしからずご了承賜りたいと思います。暑い中、お忙しい中、本当にありがとうございました。かつ、サッカーだのウインブルドンのテニスだの、寝不足の方も多いたと思いますが、どうかお体に気をつけて、私と副委員長と2人で議事進行を図ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以下、それでは座らせていただきます。

それじゃ、私のほうから、初めに連絡事項から始めさせていただきます。

本日の委員会に傍聴の申請がございまして、これを許可いたしましたのでご連絡をさせていただきます。

なお、本会議は、これは毎回申し上げておるんでございますけれども、中村委員さんの会議情報保障のため、要約筆記者が通訳をいたしております。会議内容が十分に聞き取れますよう、できましたら明瞭かつゆっくりとご発言をいただければ大変ありがたいなと思っております。

それでは、これから正式に宇治市総合計画審議会を開会いたします。

まず、開会に当たりまして、川端副市長のほうからごあいさつをちょうだいしたいと思います。よろしく願います。

【川端副市長】 失礼いたします。本日は、委員の皆様方におかれましては、大変暑い中、また何かとお忙しい中にも関わりませず、こうしてご出席をいただきましたことを、まず事務方を代表いたしまして心より御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、本市第5次総合計画の策定に当たりましては、昨年8月6日に総合計画審議会に諮問をさせていただき、この間、1年弱になりますが、3回の全体でのご審議をいただき、また5つの専門部会でそれぞれ活発な議論をいただいてまいりました。本当にありがとうございます。

この間の議論では、本市のまちづくりの理念、将来のあるべき姿を定めるものでございます。この基本構想について、多くのご意見をちょうだいいたしました。委員の皆様方には、本市の将来像について大きな夢、希望をお持ちいただいているということを感じましたし、また一方では、幾つかの課題を含め、ご心配、ご不安をちょうだいいたしました。私ども、市民の皆さんが住みやすい、住みたい、住んでよかったとおっしゃっていただけるような、そんなまちづくりをするためには、我々自身がかかればいけなと、このようにも受けとめているところでございます。

このような認識のもとに、きょうも委員の皆様方にいろいろご審議をいただくわけですが、本日は、まちづくりの理念でもございます基本構想につきまして、各専門部会のご議論を踏まえまして、事務局から再度ご提案をいたします内容につきましてご審議をいただき

いと思っております。委員の皆様方におかれましては、どうか忌憚のないご意見をちょうだいする中で活発なご審議をお願いを申し上げまして、簡単ではございますが開会に当たってのあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いを申し上げます。

【川本委員長】 川端副市長さん、どうも本当にありがとうございました。

それでは、会議次第に沿って進めてまいりたいと思います。

お手元に会議次第が届いていると思いますけれども、本日はここにございますように、あるいは今、川端副市長さんからお話がございましたように、第5次総合計画の基本構想を固めていくということでございます。

ご案内のとおり、基本構想につきましては前回の審議会、今年の2月19日に開かれました平成21年度の第3回の委員会におきまして事務局からたたき台が示されて、その後、これをもとに各専門部会でご審議をいただいたものでございます。今回、そういった部会でいただいたご意見を踏まえて、事務局のほうで修正案として提案をしていただいたものでございます。

時間は限られてはおりますけれども、しかも多くの項目がございますけれども、ぜひ活発な論議となりますようによろしくお願いをいたします。なお、大体の終了時間は一応5時ごろということを用意しておりますので、議事進行のほどもよろしくご協力をお願い申し上げます。

それでは、会議次第の2にございますように、宇治市第5次総合計画基本構想（修正案）につきまして、これを議題として、まずは事務局のほうからご説明をお願い申し上げます。

【事務局（中上）】 失礼をいたします。事務局、政策推進課の中上と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、第5次総合計画基本構想（修正案）についてご説明を申し上げます。

基本構想につきましては、ただいま委員長からありましたとおり、専門部会でのご論議を踏まえ、その修正案をお示ししております。本日はこの基本構想を固めていただきたいと考えておりますが、今後の予定といたしまして、中期計画をご論議いただく中で、この基本構想にフィードバックする必要がある場合もございますし、また、今後実施しますパブリックコメントにより市民に意見をお聞きする中で修正を加えることも想定いたしております。

これらの修正を加えました最終案につきましては、全体を取りまとめた段階で再度提示したいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、具体的なお説明を申し上げます。

お配りした資料で3つの囲みになっております。真ん中、上段の囲み、中段の囲み、下段の囲みというふうになっておりますが、資料の上段の囲みでございますが、これは部会でいただいたご意見の概要を記述いたしております。

なお、表記の中で●というのがあるかと存じます。これは、他の部会で出た意見をあらわしております。例えば17ページをごらんいただきたいのですが、ここは市民環境部会でございますが、他の部会でこの市民環境部会の中分類に関してのご意見がありましたことをお示しをいたしております。

また、11ページをごらんいただきたいと思います。ここで上段、ご意見の後に括弧書きで表記しているところがございますが、これはこの部会内で議論が一定まとまったことをあらわしております。ご意見に対しまして、企画主任や事務局、委員さんからの回答、ご意見により修正をしないとしたことをあらわしております。

次に、真ん中の囲みでございますが、ここは訂正等があります場合、そのポイントを示させていただきますいております。

また、一番下の囲みにつきましては、訂正をする場合、訂正箇所アンダーラインを引いて表記をいたしております。

なお、今回説明させていただく資料でございますが、43ページにもわたりますことから、説明は3つに分けてさせていただきたいと思います。まず、1ページから12ページ、序論から基本構想までを説明し、ここで質疑応答を、次に大分類1から3を説明させていただいて、また質疑応答を、最後に大分類4から6の順で説明をさせていただき、質疑応答を行わせていただきたいと思います。なお、最後に全体を通してご意見をいただければというふうにも考えております。

それでは、説明に入らせていただきます。なお、ご意見のなかったところにつきましては省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、1ページをごらんいただきたいと思います。

本ページは序論、「総合計画策定の趣旨」というところでございます。

ここでいただきました意見といたしましては、地方分権が進み、地域主権・地方政府のあり方も大幅に見直されている、策定の趣旨が一番大切であり、ここに地方分権が進んでいるという認識がないのは非常に寂しいなどの、合わせて5点の意見をいただいております。これらのご意見から、策定の趣旨に関しましては全体を修正させていただきました。

その考え方といたしまして、当初に提案した内容は後の項目で記述する本市の背景でありますとか課題、そのような内容と重複して列記している内容もありまして、また、文章自体が長く、地方主権や市民参画等のあり方等の記述について多くのご意見があったことを受けまして修正するものでございます。

ここに関しましては全文を変更させていただきますので、読み上げさせていただきますと思います。

総合計画は「宇治市のまちづくりの最高指針」であり、すべての市民や関係団体にとっても重要な意義を持つものです。第5次総合計画は、これまでの4次の総合計画のまちづくりを引き継ぐとともに、地方分権・地方主権時代を迎えるにあたって市民の参画・参加や市民協働をより一層進め、市民と行政のパートナーシップによる個性あるまちづくりを推進するため、「宇治」の恵まれた自然・歴史遺産・伝統文化を後世に伝え、将来にわたって安全に安心して暮らすことができる「ふるさと宇治」を築きあげていくことを目的に策定します。

基本構想については、計画期間を11年間としながら、20～30年後も視野に入れた長期的な展望に立ち、本市の今後のまちづくりの基本的な方向性を定めた指針とします。

中期計画については策定年限を4年とし、首長の公約との整合を図るとともに、急激かつ大きく変化する社会経済状況に柔軟に対応しやすい実現性の高い計画をめざします。

策定の趣旨につきましては、以上でございます。

続きまして、2ページ、「策定の背景」の「地理的・都市的条件」についてでございます。

ここでは、自然的条件の記述、重要文化的景観を今後生かしながら保全するという視点についてのご意見をいただきました。

これらのご意見から、文言の追記をいたしております。

訂正のポイントといたしましては、宇治市の自然環境の特徴と重要文化的景観の記述に「創造」という表現を追記いたしました。

訂正箇所は、第3段落目でございますが、「地理的には、東部にゆたかな自然環境が残された山麓丘陵地が広がり、西部は旧巨椋池に連なる平坦地となっており、琵琶湖から唯一流れ出る河川である宇治川が市中央部を南北に縦断しています」という形で、自然環境についての記述を加えております。

また、最後の段落でございますが、歴史的景観の記述について「創造」という文言を加えることにより、重要文化的景観を今後生かしながら保全するという視点を加えております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

ここは「人口」についてでございますが、ここでは、団塊の世代の割合が非常に高いということを具体的に示してほしい、高齢者（例えば65歳以上）の活用の視点についてのご意見をいただきました。

部会意見の中に表を入れさせていただいておりますが、5年ごとに年齢で区分した人口比率を全国、京都府、宇治市と並べて比較しております。団塊の世代の定義は、一般的には昭和22年から24年生まれの方の3年間とされております。ここにお示ししましたデータは平成17年国調のものでございますが、二重線で囲った部分、55歳～59歳、この年齢階層の中に団塊の世代の方々が該当されます。比較いたしますと、京都府平均より0.6ポイント、全国平均より0.9ポイント高いことがわかります。この表を新たにつけ加えたいと考えております。

その他の修正点といたしまして、第2段落の最後の部分、人口傾向についてでございますが、「転換」とありましたのを「変化」と字句修正をさせていただいております。

続きまして、5ページ、社会経済環境でございます。

ここでは、団塊の世代の人たちに対する表現についてのご意見をいただきました。

団塊の世代の方に対しましては、我が国の高度経済成長を支え、豊かな生活の礎を築いていただいたという思いがございます。なお、一方で、先ほども人口の段で申しましたが、本市では団塊の世代の方々の人口構成が多いのも事実でございます。したがって、団塊の世代の方に対する説明を、「これまでの高度経済成長期を支えてきた団塊の世代」という形で文言を精査させていただきました。

続きまして、8ページをお願いいたします。「めざす都市像」についてでございます。

ここでは、まちづくりの方向性、表現にばらつきがあり、これを整理する必要がある、6つの大分類の整合性などのご意見をいただきました。

これらのご意見から、訂正のポイントにありますように、一部訂正をしております。

まちづくりの方向性と都市像の関係につきましては、ピラミッド型に一番上がめざす都市像、まちづくりの目標「お茶と歴史・文化の香るふるさと宇治」のこの2つがありまして、その下にそれぞれまちづくりの方向性を示した6つの大分類、そして、これを構成する中分類、小分類がございます。1つの都市像と目標、6つの方向性、これを構成する各施策というイメージをピラミッド型に表現したいと考えております。なお、それぞれの評価につきましては小分類ごとに行いたいと考えております。

また、大分類の4のまちづくりの方向性につきましては、教育部会でいただきましたご意見を踏まえ、「学校」という言葉を省略して少しでもシンプルにし、「生きる力を育む教育の充実と生涯学習の推進のまち」と変更しております。この内容につきましては、教育のところで再度触れさせていただきたいと考えております。

続きまして、10ページをお願いいたします。「土地利用イメージ」の総論・①でございます。

ここでは、「土地利用イメージ」という表題についての意見をいただいております。

ここににつきましては、訂正のポイントでございますように、第5次総合計画における地域区分につきましては、「土地利用イメージ」として大まかなイメージを表現するのみといたしております。なお、細かな地域区分は、既に都市計画マスタープランに記述しておりますことから訂正はいたしておりません。

続きまして、11ページをお願いいたします。「土地利用イメージ」②・③でございます。

ここでは、主に六地蔵地区と榎島地域の表現についてのご意見をいただいております。

これらのご意見につきましてはそれぞれ部会の中で回答させていただいておりますが、広域的都市機能の説明文はこれら都市機能について記述しており、これを含めたあくまで代表的なイメージとして解釈するものといたしております。

また、榎島地域につきましては、第4次総合計画に「産業・生産地域」としており、これを引き継いだものとして変更はいたしておりません。

続きまして、12ページ、「土地利用イメージ」の④・⑤・⑥についてでございます。

ここでは、文化的景観地域についてのご意見をいただいております。

このご意見につきましては、部会の中で、「重要文化的景観の地区を今後、中宇治だけではなく、黄檗・白川と広げていく考えがあるので、地区という限定的なイメージではなく、あえて地域としています」という回答をさせていただいておりますので、変更はいたしておりません。

以上、序論から基本構想の考え方まで、訂正箇所を中心にご説明申し上げました。よろしくをお願いいたします。

【川本委員長】 ありがとうございます。

ただいま1ページから12ページまで、序論から基本構想の考え方で、事務局のご説明を
ちゅうだいたしたわけでございます。したがいまして、この部分に絞って質疑に入らせていた
きたいと思います。

毎回申し上げておりますけれども、会議録を作成する関係上、ご発言いただく際は最初にお
名前をおっしゃっていただきたいと思います。

それから、会議録は情報公開の対象になりますので、この点も念のため申し上げておきます。
それでは、ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いしたいと思いますが、いかがでございま
しょうか。

はい、どうぞ。桑原委員さん。

【桑原委員】 市民公募委員の桑原でございます。

これは前からも申し上げたことなんですけど、この第5次計画をつくるときの1つの画期的
なポイントとして、政策評価をきちっとやっていって実効性を上げるんだと、こういうような
お話を聞いておりますが、ところが、基本構想のこういう絵になってくると、突然そういう文
章が消えていって、何となく後退してはるのかなという気がしないでもないんですけども、せ
っかくああいう、スローガン倒れの計画じゃなくて、きちっと政策評価してやっていくんだと
いうようなスタンスで組み込まれたのであれば、1ページのところへお書きになられてはいか
がかなと、こういうふうな感じがしているんです。それが意見です。

【川本委員長】 これはご質問ということでよろしいですね。

【桑原委員】 はい。

【川本委員長】 政策評価についてのご質問を承りましたが、関連で何かございますでしょ
うか。

よろしゅうございますか。

よろしければ、じゃ、ご当局のほう、ご説明をお願い申し上げます。

【事務局（中上）】 事務局の中上でございます。

政策評価を基本構想の部分で書くべきではないかというご意見なんですけれども、説明の中
で、少し小分類で評価をさせていただくという、なかなか、もしかしたらわかりにくい説明に
なってしまったのかなと思うんですけども、基本構想はあくまでも本市のまちづくりの理念
という考え方をいたしておりまして、今後、次回の審議会なりで、小分類の現況と課題と取組
の方向等を入れました中期計画をお示ししようと思っております。その中で、その部分につ
いて今後評価の対象にしていきたいと思っておりますので、今申しましたようにあくまでもま
ちづくりの大きな目標という観点で、ここでは政策評価、これをこうした形で評価するんだよ
ということには述べておりません。次回の中期計画ではその辺の考えはお示しをさせていただ
きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【川本委員長】 ありがとうございます。

桑原委員さん、いかがでございましょうか。中期計画のほうにそれを盛り込むというご回答
でございますが。

【桑原委員】 いろいろな考え方がありますので私はこだわりませんけども、せっかく一番初めのページに中期計画云々と書いてあったものですから、それで「中期計画については」というふうに付言されたほうがもう少し迫力があるかなと思った程度です。別にこだわりませんので。

【川本委員長】 ありがとうございました。

それじゃ、ご意見ということで承らせていただいて、ほかに何か。

はい、どうぞ。山上委員さん。

【山上委員】 山上と申します。

私もちょっと聞かせていただくということでお願いしたいと思います。

2 ページのところなんでございますが、私の意見で、重要文化的景観を今後生かしながら保全するという視点が必要なのではないかなという意見を出させていただいて、それに配慮していただいて、一番下の段落で、「これらの景観を保全、創造していくことが必要不可欠となっています」というふうに修正をいただいたところでございます。

私がちょっと聞きたいというのが、「創造していく」というところの具体的な施策はまだこれからということにしても、この重要文化的景観というのを宇治市が今後どういうように進めていく方向性なのかというところで、この「創造していく」ということの中身、内容ですね、どんなイメージを今考えておられるのか、もしお考えがあればお聞かせいただきたいということでございます。

【川本委員長】 わかりました。

これはご質問ということで、何か関連でほかの方、ございますか。よろしゅうございますか。

それじゃ、今のご質問に事務局のほうからご説明をお願いしますでしょうか。

お願いします。

【岸本政策経営部長】 すいません。きょうは専門の担当の総括主任が出席をいたしておりませんので、私のほうから少しわかる範囲でお答えをしたいと思います。今後、重要文化的景観、ただいま中宇治地域のところが選定をされておりますけれども、これをさらに指定区域を拡大していこうという、宇治市ではそういう計画も持っております、ただいまそういった指定に向けた調査等も実施をいたしております。

そして、また少し異なるかもしれませんが、宇治川の太閤堤跡の遺跡も発掘されまして、史跡の指定も受けておりますので、そういった歴史的な貴重な資産と申しますか、そういうものとこの宇治の景観とがマッチするような、新しい何かを生み出していくというふうなことを今後の具体的な計画の中で検討していきたいというふうな考えがございまして、そういう意味も含めまして、言葉が適切かどうかはあれなんですけれども、「創造」という言葉を使わせていただきました。

【川本委員長】 ありがとうございました。

いかがでしょう。どうぞ。

【山上委員】 大体そういうことかなと私もちょっと思っておりましたので、特に異論はな

いんですけど、景観を創造していくという大がかりなイメージになるので、表現としては違和感が多少あるんですけど、おっしゃりたいということはわかりましたし、私もそれは賛成でございますので、私は特段、修正意見はありません。

【川本委員長】 ありがとうございます。

何か関連して、創造という言葉に若干違和感があるというコメントもございましたけども、よろしゅうございますか。何かほかにどなたかご意見はございますか。

どうぞ、副市長さん。

【川端副市長】 今、創造という言葉に少し違和感をお持ちの方もいらっしゃるようなのですが、実は私ども、景観法ができる前に実施条例で、都市景観条例というのをつくりました。そこで使っている言葉の中に景観形成、都市の景観形成という言葉が条例上、出てきます。その景観形成というのはどういうことかというその定義の中に、保全・育成・創造——ここには育成が入っておりませんが、これを景観形成というふうな条例上、実施条例でございましたけども、定義しました。

景観法ができまして、私どもは景観行政団体にいち早く手を挙げました。そして、認定をいただいた。そして、景観計画をつくったんです。この景観計画にのっかって、これからまちづくりをするという要素も一応含まれている。広い意味で景観を形成しているという中には、ここにはありませんが、保全・育成・創造という、こういう概念を持っておった関係もございまして、創造という言葉を使ってしまいました。ここはまた丁寧に説明をしていく必要があるかなど、このように思っております。ご指摘ありがとうございました。

【川本委員長】 ありがとうございました。

よろしゅうございますか。

それじゃ、ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

冒頭、事務局のほうからお話がありましたように、一番最後にもう1回全体についてご質問、ご意見をお受けするという時間もございますので、言い忘れたというようなことがございましたら、まだ時間は後ほどありますので、もし、とりあえず今の段階でないようでございましたら、次の部分、「まちづくりの方向性」につきまして、事務局のほうから説明をちょうだいしたいと思います。よろしゅうございますね。

じゃ、すいません、お願いします。

【事務局（中上）】 失礼いたします。続きまして、説明を続けさせていただきます。

ここからは、「まちづくりの方向性」といたしまして、各部会で活発に論議をいただいた部分でございます。説明の順番といたしましては、まず大分類についての変更点、その次に中分類について、大分類ごとにご説明をさせていただきます。

それでは、13ページをお願いいたします。まちづくりの方向性、大分類1「環境に配慮した安全・安心のまち」でございます。

ここでは、環境と安全を1つにまとめるのには無理がある、安全と安心のまちづくりは大き過ぎるなどの意見をいただいております。

これらの意見につきましては、部会の中で、部会長さんからなんですけれども、環境と安全は内容として離れていて、部局も異なっているが、ここ10年、重点的にやるべき課題の1つとしてしっかり頭出しすれば良いのではないかというご意見をいただいておりますことから、変更はいたしていません。

続きまして、14ページです。大分類1の中分類1「環境保全対策の推進」でございます。

ここでは、森林資源の重要性を強調した記述、温室効果ガス削減目標値に関する記述、農林部門や環境部門などの横断的視点の施策や組織対応などの意見をいただいております。

これらのご意見のうち、部会の中で括弧書きのとおり回答させていただいたものは変更いたしていません。

訂正いたしました箇所としては、訂正のポイントにありますように、森林の持つ重要な機能について第2段落に追記をいたしてしております。なお、森林は地球環境保全のために必要不可欠なものと考えておまして、この環境部門での中分類で記述するとともに、大分類2の中分類3、林業の関連部門でも温暖化防止について記述をいたしてしております。

なお、あわせて軽微な字句の修正も行っております。

続きまして、15ページ、大分類1の中分類2「安全・安心なまちづくりへの対応」でございます。

ここでは、地域コミュニティのあり方や活性化、再生などのご意見をいただいておりますが、地域コミュニティのあり方は大分類2で記述しているため、ここでは訂正をいたしていません。

続きまして、16ページ、大分類が変わりまして、大分類2の「ゆたかな市民生活ができるまち」でございます。

ここでは、雇用の確保についてのご意見をいただいております。

いただきました意見から、下から2段落目でございますが、「また、これら産業では、経済の低迷により雇用情勢が悪化していることから、雇用に関する施策の充実に努めます」という文言を追加いたしてしております。

続きまして、17ページ、同じく大分類2の中分類1「住民自治の推進」でございます。

ここでは、町内会、自治会への支援、活性化、地域活力向上などについてのご意見をいただいております。

このうち、自治会の組織強化の支援や組織の活用につきましては、中期計画で支援内容の記述について検討することといたしまして、また、地域活力向上については「取組を推進します」という文言に訂正をいたしてしております。取組を「促進」から「推進します」という形で訂正をいたしてしております。

続きまして、18ページ、大分類2の中分類2「市民文化の創造」でございます。

ここでは、文化活動機会の表現についてのご意見をいただいておりますが、「活動機会の確保を促進して」から「活動機会を確保することにより」に訂正をいたしてしております。

続きまして、19ページ、大分類2の中分類3「農林漁業・茶業の振興」でございます。

ここでは、農林業全般のマイナス的なイメージ表現の修正、都市近郊型農業の表現、生産者と消費者を直結する地産地消の視点、他業種との交流の場の必要性などのご意見をいただいております。

これらにつきましては、5つ目のご意見ですけれども、他業種との交流の場につきましては、部会の中で「農業と連携した地域の産品開発等、ブランド力の強化として議論をいたします」と回答させていただいておりますので、変更はいたしていません。

また、お茶以外の農業のブランドの向上につきましては、宇治ブランドという定義が明確でないため、4行目にごございます「消費拡大に向けた取組を推進」に含めたものとして、訂正はいたしていません。

ほかのご意見に関しましては、訂正のポイントにごございますように、農業を取り巻く状況についてマイナス的なイメージを強調される表現は修正してほしいという意見がございましたが、これを踏まえ、文言を訂正いたしますとともに、都市近郊型農業についての説明も追記をいたしております。

続きまして、20ページ、大分類の2、中分類の4「商工業・観光の振興」でごございます。

ここでは、商業では「高齢化とまちづくりが一体となった商業振興」、工業では「企業誘致の斡旋、情報発信」の表現が必要であり、また、工業の「起業支援」の記述と同様に、商業、農業も含めた産業全体として「起業家支援」という記述にすべき、また、観光拠点の整備などについてのご意見をいただいております。

これらのご意見から、訂正のポイントにごございますように、高齢化とまちづくりが一体となった商業振興につきましては、第2段落目でごございますが、「高齢化などによる多様な消費者ニーズへの対応など、まちづくりと一体となった商業振興」の記述に訂正をいたしております。

起業家の支援でごございますが、工業・商業と農業の起業支援のあり方については異なっている点が多く、一括した記述の仕方が難しいと考え、訂正はいたしていません。

観光地の面的整備につきましては、一番下の段落、「観光資源や……成果を生かし」という表現がごございますが、ここで観光施設の周辺整備を含めた表現に含まれていると考えております。なお、個別課題については今後、中期計画で検討することとさせていただきます。

また、外国人観光客への対応につきましては、一番最後の行に「観光客のニーズに応じた」という記述をいたしておりますが、ここに含まれたものとして訂正はいたしていません。

続きまして、22ページをお願いいたします。大分類2の中分類6「人権尊重社会の実現」でごございます。

ここでは、DVと乳幼児虐待の対策についての記述についてのご意見をいただいております。

訂正のポイントにごございますように、女性、子供、高齢者に対する虐待については具体的政策を中期計画で記述することを考えておりまして、変更はいたしていません。また、内容で、一部字句の整理をいたしております。

続きまして、24ページをお願いいたします。ここから大分類が変わりまして、大分類3「健康でいきいきと暮らせるまち」でごございます。

なお、本日、日程が合わずにご欠席されているんですけれども、健康福祉部会の部会長、緒方委員から、文章の表現等についてのご意見をいただいております。本日の資料でございますが、そのご意見を反映したものはなっておりません。ただ、いただいた意見につきましては文意の変更もありませんので、事務局といたしましては部会長の意見に基づいて修正をさせていただければと考えております。

その修正箇所につきましては、それぞれの説明箇所で申し上げさせていただきたいと考えております。

それでは、今申しました24ページでございますが、ここでは「健康」という言葉について、病気や障害などがある人にも疎外感を感じないような表現にしてほしいなどのご意見をいただいております。

部会の中での論議でございますが、「健康」という言葉は、WHOの定義「身体的・精神的・社会的にwell-being」なことであり、今の自分の機能を十分に果たせることも重要なので、病気や障害があるかないかということではない、今の記述で疎外していないという考えではあるんですけれども、「すべての市民が」と記載すればわかりやすいのではないかとのご意見もございました。

これら部会でのご論議を踏まえまして、さまざまな状況の方が含まれているということを明確にするため、上から2行目でございますが、「すべての市民が」という言葉を追記いたしております。

また、後で説明申し上げます中分類2の「健康づくりの推進」でも述べておりますが、自殺・うつへの対策について、「自殺者が増加して大きな社会問題となっており、行政としても課題になりつつある。そのため、心のケアについてもやはり基本構想で触れたらどうか」。これが先ほど申しました部会長さんからの意見でございますが、これに関しまして、2行目に「心身ともに」という語句を追加させていただきたいと考えております。

少し読んでみますと、2行目の途中でございますが、「市民が住み慣れた地域で生涯いきいきと心身ともに健康で安心して暮らすことができるまちづくりが重要であり」という文言に修正をさせていただきたいと考えております。

続きまして、25ページをお願いします。大分類3の中分類1「地域福祉の推進」でございます。

ここでは、学区福祉委員の高齢化、地域福祉の担い手としての記述についてのご意見をいただいております。

このご意見につきましては、部会の中で「学区福祉委員会の現状については課題と認識しているので、具体的な政策展開として中期計画で検討します」と回答させていただいておりますので、変更はいたしておりません。

また、これも部会長さんからの意見でございますが、4行目、5行目のところでございますが、「また、経済不況等による生活不安がある一方で、さまざまな市民活動や地域単位の福祉のまちづくり活動は活発になりつつあります。このため、個々の多様性が生かされ……」とい

うような文章がありますが、文章のつながりが悪いという意見をいただいております。このため、一部文章を訂正いたしまして、「また、経済不況等による生活不安がある一方で、新たな市民活動や地域単位の福祉のまちづくりへの取組が活発になりつつあり、個々の多様性が生かされ……」と。よろしいでしょうか。もう一度読ませていただいて、後で訂正分はお渡しをさせていただきますと思います。

もう一度言いますと、「また、経済不況等による生活不安がある一方で」、その後、「さまざま」というところを「新たな市民活動や地域単位の福祉のまちづくりへの取組が活発になりつつあり」で、「ます。このため」を削除させていただきます。で、「個々の多様性が生かされ」に文章をつなげていきたいと考えております。また後で訂正した分をお配りさせていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、26ページをお願いいたします。大分類3の中分類2「健康づくりの推進」でございます。

ここでは、健康づくりのための運動に関する施策、自殺やうつへの対策の記述についてのご意見をいただいております。

これらのご意見に関しましては、自殺やうつへの対策につきまして、部会の中で「具体的に中期計画・現況と課題に記述できるか検討します」と回答させていただいておりますので、変更いたしておりませんが、先ほども申しましたけれども、部会長さんからの意見を踏まえまして、24ページの大分類3の中で申しましたとおり、「心身ともに」という表現で触れさせていただきたいと考えております。

続きまして、27ページです。大分類3の中分類3「長寿社会への対応」でございます。

ここでは、高齢者の介護者への支援体制、介護施設での職員の労働条件についてのご意見をいただいております。

ここでは、訂正のポイントにありますように、介護者の支援については部会の中で「部門別計画の中でも大きな柱であり、支援策の充実を中期計画で記述するか検討します」と回答いたしております。また、介護施設における労働条件等、国レベルの課題は市の総合計画で記述することはなじまないと考えておまして、訂正はいたしておりません。

続きまして、29ページをお願いいたします。大分類3、中分類5「障害者福祉の推進」でございます。

ここでは、障害者自立支援法の施行による施設運営や障害者の雇用状況が深刻になっていることへの認識などについてのご意見をいただいております。

訂正のポイントにございますように、国で現在制度改革や法改正についての議論が検討されている中、その動向を注視して取り組んでまいりたいと考えておりますし、また、先ほども申しましたように、国レベルの課題を市の総合計画で記述することはなじまないと考えまして、訂正はいたしておりません。

また、国への制度改善の要望につきましては、小分類でございますが、中期計画で記述する方向で整理いたしたいと考えております。

また、ここで7行目でございますが、「このため、宇治市障害者福祉基本計画に基づき」という記述をいたしておりますが、下位計画に基づくという計画は総合計画においてふさわしくないため、「宇治市障害者福祉基本計画に基づき」を削除すべきではないかという意見がございましたので、削除させていただきたいと考えております。

以上、「まちづくりの方向性」、大分類1から大分類3まで、訂正箇所を中心にご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

【川本委員長】 ありがとうございました。

ただいまは13ページから31ページまで、「まちづくりの方向性」の大分類の1から3までご説明をいただきました。この分につきましてのご意見、ご質問、あるいはご要望をちょうだいしたいと思います。挙手をお願いできれば。

山上委員さん。

【山上委員】 山上と申します。

私の意見は15ページでございます。この15ページの「安全・安心なまちづくりへの対応」というところで、私の意見としましては、いわゆる防災をはじめとした安全・安心のまちというものは地域コミュニティをベースとして、コミュニティの活発な中でないとなかなか実際問題として安全・安心なまちはつくれないのではないかというのが考え方のベースとしてあります。

それを入れていただきたいということを意見として申し上げたのですが、結論的には、別の箇所で書いているのでここでは書きませんと、こういうお答えではないかと思いますが、私はあんまりそういうセクショナリズムと申しますか、別のところで書いているからここは書かなくてもいいとかいう、そういう整理の仕方は本当にいいのかなと思うんです。

というのは、やはりこういう安全・安心なまちをつくっていくときに、地域コミュニティが、それこそ隣の家の人が何をしているかも全くわからんという、そういう状態の中で、例えば災害が起きたときにどんな対応が本当にできるんだろうかということを考えた場合に、地域コミュニティはいわゆる大分類2の、おそらく住民自治の推進の中分類1ですかね、このあたりで書いているので、こういういわゆる安心・安全なまちをつくっていくときにはそれはもうあんまり関係ないんですよというような姿勢で臨むということについて、ちょっと私は危機感を覚えます。

そういう意味で、もし安心・安全なまちをつくるのに地域コミュニティのあり方が大事だという認識を宇治市さんがお持ちなんだったら、やはりここに地域コミュニティの活発化なり、活性化なり、再生なり、そういったことを盛り込んでいただくべきではないかなと思います。

【川本委員長】 ありがとうございました。

今のご意見、何か関連、あるいは場合によっては自分は違う意見だよというようなことも含めて、ほかに委員さん、何かございますでしょうか。

ここで言っている「大分類2で記述しているため」というのは、大分類2のどこですかね。次のページですよ。このNPOが書いてあるところ、17ページと、こういうことでよろし

いですよね。

山上委員さん、よろしいですよ。ここに書いてあるから、ここはもう要らないと。

【山上委員】 ええ、ここに書いてあるだけで十分であると。

【川本委員長】 不十分というか、ここに書いてあるけれども、ここにも入れるべきじゃないかというご意見。

【山上委員】 入れるべきだというのが私の意見。

【川本委員長】 があったと、こういうことですね。

【山上委員】 はい。

【川本委員長】 関連で何かございますか。よろしゅうございますか。

じゃ、事務局のほうで、すいません、お願いします。

【岸本政策経営部長】 政策経営部の岸本でございます。

今のご意見でございますが、15ページの下段の、もともと我々のほうが基本構想でお示しをいたしております文章の6行目でございますが、防災のところでは、「地域の安全は地域で守るを基本とした」ということで、我々も決して山上委員のご指摘と違う考えを持っているのではなくて、やはり地域の安全は地域で守るということで、地域でそういった主体的な取組をしていただくことが非常に重要であるということは十分認識をいたしておりますし、その次の行の防犯につきましても、「市民一人ひとりが考え、行動し、自らを守る意識」、また、その次の行に関わりましては、「地域安全を地域自らが守るための推進団体への支援」、こういったものを「引き続き推進します」というふうなことで、行政だけが防犯や防災に携わるのではなくて、やはり地域の皆様のお力というのが非常に重要であるということは十分考えておりますので、そういう表現をここにはさせていただいております。

ただ、ご指摘の、だから地域コミュニティを活性化しなければならないのだということになりますと、地域コミュニティの活性化はやはり、何度も申し上げますが、17ページのところの住民自治の推進というところで十分に対応していくべきではないかと考えておりますので、ご理解いただけたらと考えております。

【川本委員長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。ほかの委員さんも含めて何かございますか。それとも。

じゃ、山上さん、どうぞ。

【山上委員】 この表現の中に十分、地域コミュニティに配慮してそういう安全・安心なまちをつくっていけるんだということを自信を持って言うておられるということであれば、そこまでこだわるものではないんですけど、単にここで地域の安全は地域で守るという、一般的なスローガンですよ、どっちかという。そういう一般的なスローガンだけではなくて、それのために地域コミュニティが目に見える人間の関係として、お互いによく知り合っているという、そういうコミュニティのベースがないと、本当にいざというときに安全・安心なまちを我々はつくれるんだろうかと、そういうことをやはり考えるべきではないかなと。

だから、表現としてどういう形で入れるのがいいのかはわかりませんが、ただ単に「地

域の安全は地域で守ります」とか、あるいは「地域の安全は地域自らが守るために、推進団体等への支援を引き続き推進します」とか、一般的なスローガンだけみたいなものでさらっと書き上げるだけが、本当に総合計画として市民に訴えるだろうかということを私はちょっと感じるということでございます。それ以上はこだわりませんが。

【川本委員長】 ありがとうございます。

何か関連はございますか。

この点は、じゃ、これから中期計画の議論をしていく中でまた基本構想にも絡んでくるだろうと思いますので、引き続きというようなことでよろしゅうございますかね。山上委員さん、よろしゅうございますか。ご意見を踏まえて引き続き検討をしていくというようなことで。市当局のほうもよろしゅうございますか。

それじゃ、ほかに何かございますでしょうか。

どうぞ。

【桑原委員】 何点かあるんですけど。市民公募委員の桑原でございます。

1つは、20ページにあります「商工業・観光の振興」というところなんですけども、見ていますと、私、この部会に出席していながらうっかりしていたんですけど、ここにあるのは、その前のページは農林漁業・茶業があつて、商工業・観光というのがあつて、サービス業というのがどこかへ吹っ飛ばしちゃっていて、なくなっちゃってしまつて、これはご質問なんですけど、サービス業というのはどこへ入っているのかなというのが1つでございます。これは質問でございます。

それから、もう1つは、今度、同じ20ページに書いてあります「工業・商業と、農業の起業支援のあり方は異なっていると考えます」というので書いてあるんですけど、正直なところ、文章を見ておきますと、工業についてはとにかく起業支援をしていくんだということは書いてあつて、それ以外の商業とか、先ほど申し上げたサービスとか観光業とか、こういう部門にも起業家支援というのは、特に人を雇う、使う産業ですから、これからやっぱり起業家支援を大いにしていってほしいんじゃないかなという気がするんですけど、その辺を端折られている理由がいま一つわからないということです。

それから、もう1つ、このページにあります件では、今までの歴史あふれる宇治の里とか、ああいうペーパーを見ていますと、観光地として見た場合は、宇治の基本ベースは、私はやっぱり観光地としての地域的な広がりを持たせることとか、あるいはサービス業も含めた膨らみとか、奥行きを持たせるということが基本構想じゃないかなという感じがしておりまして、ですから、どちらかという、私はここに今回書いてあるような観光拠点の整備とか観光PRに努めますというのは、どちらかという中期計画のテーマであつて、それで、基本構想というのはやっぱり裾野の、全体に観光地としての広がりとか奥行きを持たせるということが主体なんじゃないかなというふうに過去のペーパーから理解しているのですが、いずれにしても、長くなると恐縮ですから、今このページからだけ言いますと3点だけご質問させていただきま

【川本委員長】 ありがとうございます。

【桑原委員】 ほかのページはまた。

【川本委員長】 そうですか。じゃ、とりあえず20ページに限って3点ご質問がございました。

よろしゅうございますか。ご回答をお願いします。どうぞ。

【五艘市民環境部長】 市民環境部長の五艘と申します。

サービス業の概念ということでご質問をいただきまして、私ども、サービス業ということになりますと、どうしても産業分類で1次が農林漁業、2次が製造業、3次がサービスあるいは商工、商業を含めて、そういうふうな扱いをいたしてしまいますので、この場合で言いますと、例えばサービス業そのものの展開ということではないわけなんですけれども、どうしても商業との関係で「消費者ニーズへの対応など云々」というような、こういう表現になってしまっているということでご理解をいただけたらと思います。

それから、最近の新しいいろんなサービスがあると思うんですけれども、そういう1次、2次、3次にとらわれないサービス業があると思うんですけれども、例えば商工業に限らず、今回出てまいりました24ページの福祉サービスという問題、それから、もう1つ、ほかにも出てまいりと思いますけれども、教育サービスというような問題もございまして、なかなかここでサービス業の振興をやりますよということとはちょっと申し上げられないようなことになるのかなと。となりますと、元へ戻りまして、3次産業、商業のところを述べさせていただいているということでご理解をいただきたいと思います。

それから、起業支援の中身がないではないかということなのですけれども、確かにそれぞれ、工業のところは、新しい工業なんかは起業支援という形で明確にこれを打ち出すことが可能でございまして、農業の場合は、特に1つは土地所有の制限とか新たに就業の農家の制限とかいうのがございますので、これは基本的に今の農業を育てていく、若い後継者を育てていくということが中心となってまいります。また、商業につきましては、主として現在のところは個人を対象とした助成制度というか、既存の商店街あるいは商工団体を中心とした制度で今運営をしておりますので、その点、個人でどう還元をしていくのかということ、これを今後の課題として考えてさせていただきたいなと思っております。

それから、観光地としての広がりを持たせること、膨らみ、奥ゆかしさということは、基本構想でこういうことを述べるべきではないかというふうなことをご指摘もちょうだいしました。

これにつきましては、宇治の良さ、あるいは観光地の性格というのは、最初のところの地理的・歴史的な条件あるいは歴史的な背景ということでそういう意味合いは述べさせていただいておりますし、また、今後の展開としては、先ほど政策経営部長が申しましたように、新しい材料等を生かして、特に歴史的な景観なんかですけれども、今まで文化財は保全をするという考え方ですけれども、この文化財を積極的にまちづくりに生かしていくというのが、私、新しい地区計画というか、そういうものが1つのポイントになるだろうと思っておりますので、その意味

では、奥行きは幾らか含みがある内容ではないかと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

【川本委員長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

【桑原委員】 桑原でございます。

これは幾ら議論していてもしょうがないことでして、そういうふうにお決めになられたことであれば結構ですが、私が要するに言いたいのは、今後、雇用人口を増やして地域力を上げていくためには、たくさんの企業に参入させて活性化していくのが一番いいと。それはやっぱりサービス業だとかそういう社会のほうが、観光業も含めて、そういう社会のほうがやりやすいと。製造業で今やろうといたって、そんなに急速に人はできないですから、そういう視点がちょっとクラシックに過ぎるかなという感じをしているという、それだけでございます。

それから、先ほどの拠点の開発か、広がりを持たせるかという、この辺はいろんな人の見解の差がありますので、あまり議論をしてもしょうがないかなと思えます。

じゃ、続いて、ほかのページのご質問をよろしいですか。

【川本委員長】 はい。どうぞ。

【桑原委員】 ほかのページはそんなに深いものではございませんので、さらさらと。

24ページに、部会意見反映後ということで文章が書いてあって、一番下のところに「年金・保険制度の運営では云々」と書いてあるのですが、これはちょっと私の理解不足なのかもわからないですけど、ここの内容で書いてあるのは、保険制度のことは書いてあるんですけど、年金制度というのはこの文章の内容から言うと関係ないんじゃないかなという気がするんですけども。同じように31ページに、やっぱり「年金・保険制度の運営」と書いてあるんですけども、ここも内容を見ると、私の理解力で言えば年金というのがうまく浮かび上がってこないのですが、この辺、どういうご判断ですかねということが1つ。

それから、もう1点は、これも前から申し上げているんですけど、27ページにあります「長寿社会への対応」なんですけども、これは、高齢化の人間というのは団塊の世代を卒業する人も含めてなんでしょうけど、弱者なんだと、よたよたしているから助けてやらないといけないんだという視点が極めて強くて、むしろ高齢化してくる人たちをどうやって市としてうまく活用していくのかと、使い道はないのかと、そういうちょっとポジティブな部分が欠落していて、弱者救済論ばかりで発しているような気がして、私は年寄りのほうですからちょっと寂しいなという感じがしているんですけど、もう少し前向きに展開する方法はないのかなという、そんなところでございます。

【川本委員長】 ありがとうございます。

これは、部会ではそういうご意見はおっしゃって。

【桑原委員】 いや、私はこの部会じゃないもので。

【川本委員長】 ああ、そうかそうか。どうも済みません、失礼しました。別の部会なんです。失礼しました。

何か関連はございますか。よろしゅうございますか。関連でのご意見やご質問があれば伺いますが、よろしゅうございますか。

それでは、ご説明をちょうだいしてもよろしいでしょうか。

お願いします。

【佐藤健康福祉部理事】 健康福祉部の佐藤です。

まず、1点目で、年金のことですけれども、直接年金というあまり関係ないのではないかなというご指摘かと思えますけれども、当然私どもの市の中でも年金に関わっている部署がございまして、無年金者への対応とかを含めて、そういった関わりもございましてから記載をさせていただいているところがございます。

それから、「長寿社会への対応」の表現の中で、どちらかと言うと弱者救済というような形での表現ではないかということではございますけれども、今ご意見をいただいております今後の高齢者の活用とかそういうことも含めまして、そのほか、これから健康づくりの推進とか、さまざまな今後の高齢者福祉の中にはご意見をいただいております。高齢化、いわゆる団塊の世代の方々も含めた、そういった方々の活用というのが大変重要なことになっているテーマでもございますので、そういった部分につきましては、具体的には中期計画等でまた記述をさせていただいていくようなことも考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

【川本委員長】 ありがとうございます。

桑原委員さん、いかがでございましょうか。

【桑原委員】 年寄りをどうするかという問題は別にいいんですけど、片一方の年金のことは、これは単純な、私、言葉の論理で言っているわけで、「年金・保険」と書いてあって中身は年金のことを何も書いていないから、はしょっちゃったんじゃないかと……。

【川本委員長】 それは確かにそういう感じがしますね。年金についての表現は確かにそういう感じがしないでもないですが、これは言葉の問題だけかもしれませんが、どうなんでしょう。

お願いします。

【佐藤健康福祉部理事】 健康福祉部の佐藤です。

年金のことに関しまして補足で説明をさせていただきますが、ここで中分類の7で「年金・保険制度の運営」という表現を使っておりますけれども、これはまたこの下の、それぞれの事業の中で年金、具体的には年金に関わることが出てきますので、表現として「年金・保険制度の運営」という形でタイトルを使わせていただいております。

ただ、この表現の中では具体的に年金に関わる表現がございませんが、具体的なこの計画等の中では年金のことも出てまいりますので、そういった形で、それぞれのテーマとしてそれを使っているということでご理解を願いたいと思います。

【川本委員長】 何かほかにご意見。

【事務局（中上）】 事務局の中上です。

今、佐藤理事のほうから申しましたように、ここでは言葉は確かに使っておりませんが

も、今後お示しする中期計画の中で当然年金のことに関しても触れておりますので、ここでも書かないで中期計画だけで出てくるというのも少し違和感がありますので、ここでは、「年金・保険制度の運営」という大きな項目としては挙げるべきではないかと考えております。よろしく願いいたします。

【川本委員長】 いかがですか。これでよろしいでしょうか。基本構想、要するに年金と医療保険と両方なんだけれども、基本構想では具体的には年金には触れないで、これは中期計画で考えますと、こういうご回答だと承りましたけど。

【桑原委員】 せっかく中期計画で考えられる種があるんだったら、若干それを反映するような言葉をちよろちよろっと入れられて、両建てにされたほうがいいんじゃないですか。タイトルで見たら中身がないのは変ですよ、やっぱり。こだわりませんが。変だという、恥をかくような。

【川本委員長】 どうしますかね、何かほかにご意見のある方はいらっしゃいますか。

中期計画に入っていくのであれば、確かに年金という言葉がここで削っちゃうのはちょっとまずいかもしれませんが、確かにこの文章だけを読むと、主語はあるんだけど述語の中には年金が入ってこない。

すいません、どうぞよろしくお願い致します。

【岸本政策経営部長】 政策経営部長の岸本でございます。

この基本構想の書き方といたしまして、大分類は中分類に係る項目を少しづつ表現するようにいたしておりますので、この大分類3の24ページですと、これ以下の中分類1・2・3・4・5・6・7、31ページの7の「年金・保険制度の運営」、ここまでに係る内容を少しづつ記述をするようにいたしておりますので、最後の中分類7のタイトルの「年金・保険制度の運営」ということについては、こういったことに取組をしますということで大分類で大まかな内容を記載させていただき、その詳細はそれぞれ以後の各ページごとに記述をするというつくり方をさせていただいておりますので、最後の行が「年金・保険制度の運営では」という言葉の始まりになっております。

ご指摘の、国民健康保険のことだけが書いてあって年金のことが一切書いていないののではないということなんですけれども、確かに市の仕事といたしましては、もともと年金が国の制度でございますので、我々が市民の方々に行っている仕事といたしましては国民年金制度の周知、啓発、加入促進という、そういう仕事をさせていただいておりますので、どうしてもこういう表現にならざるを得ないかとは思いますが、中期計画の中ではさらに小分類で年金各種医療制度の運営という小分類を起こしますので、そこに具体の施策が登場してまいるという仕組みになっております。

また、年金のことが一切、この今の分類の最後の行に書かれていないという意味では、ちょっとこれは私どもの勝手なこじつけになるかもしれませんが、「国民健康保険制度等の適正な運営」というこの「等」の中に年金についても含まれているという理解で我々のほうは書き込みをさせていただいております。

【川本委員長】 ありがとうございます。

はい、池内委員さん、お願いします。

【池内委員】 池内です。

今、先ほどの桑原委員のおっしゃっていた指摘についても、私もそれはよく理解できるわけですし、確かに国民年金制度そのものは国の制度そのものであるわけですけれども、昨今の若い人たち、とりわけ非正規労働者等も多い、あるいは雇用の不安定な人、そういう人はなかなか国民年金に入らないと、入れない、こういうような状況については、これは宇治市としても非常に重要な課題ではなかろうかと思うんですね。そういう点からすれば、何らかのやはり表現をしてはどうかというように私も思います。

これは、私が今、どんな文章がいいのかなと思って、一例なんですけれども、「年金・保険制度の運営では、市民の年金による生活保障や医療等健康増進への期待に応えるため、国民年金制度や国民健康保険制度の適正な運営に努めます」というような表現の仕方も1つの案というか、これは私の試案ですけど、考え方として出してもいいのではないかと思いますけど。

以上です。

【川本委員長】 ありがとうございます。

建設的なご意見、ご提案が出ましたけれども、いかがでしょうか。ほかに何か。

はい、すいません。

【岸本政策経営部長】 政策経営部長の岸本でございます。

冒頭、中上のほうから今後の計画スケジュールというか、そういうところでご説明を申し上げたと思うのですが、次回の総合計画審議会では、さらにこの下の中期計画をお示しをしてご議論いただくようになろうかと思います。その中期計画をご議論いただく中で、この基本構想にまたフィードバック、返ってくることもあろうかと思いますので、ただいまいただいたようなご指摘というのはそういう議論の中で、年金のことももっと詳しく書き込むべきではないかというご意見等、きょうのご意見も踏まえて、今後の基本構想の修正というのは我々としては想定範囲といえますか、考えているところでございますので、そういうところで議論というか検討をさせていただきたいと思います。

【川本委員長】 ありがとうございます。

じゃ、桑原委員さん、池内委員さん、よろしゅうございますか。フォローをしていくということでご了解をいただければと思います。

ほかに何かございますか。よろしゅうございますでしょうか。

(「結構です」の声あり)

【川本委員長】 それでは、引き続きまして最後ですね、「まちづくりの方向性」の後半部分につきまして、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【事務局（中上）】 委員長、申しわけないんですけれども、先ほど申しました福祉の部分での文章の変更のペーパーが用意できましたので、よろしければ5分ほど休憩をおとりいただければと思います。その間に委員の皆様にもご配付をさせていただきたいと思いますので、よ

ろしくお願いいたします。

【川本委員長】 わかりました。

それじゃ、事務局のほうからご提案がございましたので、5分間ほど休憩で。4時25分ぐらい再開でいいですか。じゃ、その予定で。その間に印刷を準備するそうでございます。

(休憩)

【川本委員長】 皆様お戻りになったようでございますので、議事再開にさせていただきます。

じゃ、事務局のほうから、この点の補足説明をお願い申し上げます。

【事務局（中上）】 事務局の中上です。

先ほど、十分意を得た説明ができていなかったことをまずおわびを申し上げたいと思います。健康福祉部会からのご意見として、部会長の緒方委員さんと打ち合わせをさせていただいたんですけれども、冒頭で申し上げましたとおり、委員の皆様には28日付で修正分という資料を郵送させていただきました。それと、部会長さんとの打ち合わせの日程がどうしても合わずに28日の打ち合わせということになりまして、その後いただいた意見ということで今回ご提示をさせていただいたということでございます。説明が的を射ておりませんで、申しわけございませんでした。

改めまして、皆さんにお配りした資料の説明だけをさせていただきたいと思います。

3ページものでお配りしておりますが、一番下に24ページと書いてあるものでございます。ここは、部会意見反映後の上から2行目の中ほど、「生涯いきいきと健康で安心して暮らす」というところに「生涯いきいきと心身ともに健康で安心して暮らすことができるまちづくりが重要であり」というような文言に訂正をさせていただきたいと考えております。

続きまして、25ページでございますが、ここにつきましては2段落目でございます。「また、経済不況等による生活不安がある一方で」、ここで「さまざまな」となっていたのを「新たな市民活動や地域単位の福祉のまちづくりへの取組が」というような形で修正をさせていただきたい。「なりつつあります。このため」というところを「なりつつあり、このため、個々の多様性が生かされ」というような形で文言を修正させていただきたいと思います。

最後でございますが、29ページと書いてある部分なんですけれども、ここにつきましては一番最後の段落、下から2行目でございますが、「このため、人権尊重の観点から障害者への理解促進」というようなところでございますが、「このため」の後に私どもの部門別計画が書いてありましたので、文意は変わりませんことから、この「部門別計画に基づき」というところを削除させていただいたものでございます。

以上3点の修正ということで、よろしくお願いたしたいと思います。

【川本委員長】 ありがとうございます。

経緯はご理解いただけましたよね、今のご説明で。つまり一番最初に部会を踏まえた基本構想の案が事務局から出て、それについて各委員さんに、これでよろしいでしょうか、ご意見はありますかということを照会をして、同時並行的に部会長さんとのすり合わせを事務局のほう

でしていただいたと。その部会長さんとのすり合わせが、日程の関係で、健康福祉部会はこれがお手元に届いているのに入れ込むのに間に合わなかったと、こういうことですよ。したがって、今回追加で修正分が出ていると、こういう理解ですよ。そういうことですね。

ご理解いただけましたか。じゃ、この点はこういうことでご理解を、ご了解をいただきたいと思えます。

それでは、最後の部分、32ページから43ページにつきまして、事務局から引き続き説明をお願いいたします。

【事務局（中上）】 引き続き説明をさせていただきます。

大分類4～6でございますが、32ページをお願いいたします。

大分類4「生きる力を育む学校教育の充実と生涯学習の推進のまち」でございます。

この大分類名称につきましては、冒頭でめざす都市像の中でもご説明申し上げましたけれども、部会の中での名称変更についてご論議いただき、まとめますと、ここでは▽印で表現しておりますが、以上のような主に4点のご意見をいただきました。

最終的な部会案といたしまして、「教育」という言葉について、学校だけでなく幅広い年齢層に対する教育にもニュアンスを広げるため、あえて学校という文言をとりまして「生きる力を育む教育と生涯学習の推進のまち」とさせていただきます。

また、ほかの項目のご意見といたしまして、「心のゆたかさが実感できる……」の文言や、親支援、地域支援についての記載についてのご意見をいただいております。

これらのご意見から、一番下、最後の段落につきまして、家庭や地域支援についての記述を加えるとともに文言を整理いたしております。

続きまして、33ページ、大分類4、中分類1の「学校教育の充実」でございます。

ここでは、地域連携等、また家庭における親への支援、学校規模適正化や幼保一元化などのご意見をいただいております。これらのご意見から、訂正のポイントにございますように、家庭や関連団体等を含む地域連携と就学前教育について追記をいたしております。

続きまして、34ページをお願いいたします。大分類4、中分類2「生涯学習の充実」でございます。

ここでは、高齢者の健康づくりや参画、生涯学習を大きな視点でパワフルでポジティブな表現ができないか、などのご意見をいただいております。

このうち、高齢者に特化した施策については、「高齢者に特化した施設整備的な施策は難しく、ソフト事業での対応となる」と部会で回答をさせていただいておりますので、変更はいたしておりません。

また、訂正のポイントにございますように、高齢者をはじめさまざまな世代に対する生涯学習の文言や図書館等の施設の活用や情報発信について追記をいたしております。

また、「生涯学習の充実」について文言を追記し、全体を整理いたしております。

続きまして、大分類が変わりますが35ページ、大分類5、「歴史香るみどりゆたかで快適なまち」についてでございます。

ここでは、「みどりの基本計画」を大分類に記載すべきという意見をいただいております。

基本構想につきましては、部門別計画の個別名称を基本的には記載しておらず、説明上どうしても必要な場合だけ記載することといたしているため、ここでは変更いたしていません。

続きまして、36ページ、大分類5、中分類1「みどりとうるおいのある環境整備」についてでございます。

ここでは、緑と潤いのある環境を創出するためには農地の役割も重要であり、農業振興・農業観光の整備も記載すべき、子供及び高齢者などそれぞれのニーズに応じた公園づくりなどのご意見をいただいております。

まず、農地の役割とみどりの基本計画に関するご意見でございますが、農業につきましては、市民環境部会でご論議をお願いすることといたしたいと考えております。

みどりの基本計画については、先ほども申しましたとおりでございます。

また、公園づくりに関する具体的な施策につきましては中期計画で記述を検討することといたしまして、多くの市民から利用されるよう、さまざまな世代のニーズに応じた公園・緑地の整備という方向性のみ追記をいたしてしております。

続きまして、37ページでございます。大分類5、中分類2「歴史と景観が調和したまちづくり」についてでございますが、ここでは「宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり構想」が中分類に記載されていないというご意見をいただいておりますが、部門別計画、先ほどと同じような中身で回答をいたしてしておりますので、今回は変更いたしていません。

続きまして、38ページをお願いいたします。大分類5、中分類3「快適な都市交通とバリアフリーのまちづくり」でございます。

ここでは、交通量の増加と自家用車の保有台数の増加の根拠、交通空白地域及びJR奈良線複線化・新駅の記述などのご意見をいただいております。

これらのご意見から、訂正のポイントにございますように、交通量につきましては増加している路線と減少している路線がそれぞれあること、保有台数につきましては、これまで増加傾向であったものが近年減少傾向に転じているため、この部分については削除をいたしました。

交通空白地域についてでございますが、公共交通空白地域対策の検討結果で新たな公共交通導入の必要性は低いものとされておりますことから、交通空白地域の施策は今回記述をいたしていません。

また、複線化については、その促進に関して追記してしております。なお、新駅につきましては今後の中期計画において記述を検討するものとして、ここでは記述をいたしていません。

なお、高齢者の事故の増加については中期計画で記述を検討させていただきたいと思っております。

続きまして、39ページ、大分類5、中分類4「良好な市街地・都市基盤施設の整備」でございます。

ここでは、一部文言の整理のみ行っております。上から2行目「宅地開発」を「大規模な宅地開発」に、3段落目の河川・排水路整備の部分で、「『計画的な』河川・排水路の改修」と文言を追加いたしてしております。

続きまして、分類が変わりますが40ページ、大分類6「信頼される都市経営のまち」でございます。

ここでは、大分類2の中分類1「住民自治の推進」、中分類2「市民文化の創造」を大分類6に持ってきたらどうかというご意見をいただいております。

このご意見につきましては、部会の中で、「市民生活を主に置くと、大分類2のほうが妥当ではないかと考えております」と回答させていただいておりますので、変更はいたしていません。

続きまして、41ページ、大分類6、中分類1「市民参加の機会と情報提供の充実」でございます。

ここでは、広報活動の例示についてのご意見をいただきました。

広報活動につきましては、「市政だよりや市ホームページとあわせて、コミュニティFM放送等のさまざまな広報媒体を活用して、市政の情報提供に取り組むとともに、市民相談、行政懇談会など広聴活動の推進に努めます」という形で例示を追加いたしました。

また、ここでの変更といたしまして、市民参加・参画の新たな方向といたしまして、5行目、6行目に「また、市民や各種団体等がそれぞれの役割をもって参画し、協働する地域社会の構築を促進します」という文言を追記いたしております。これは今後、第5次総合計画の期間において新たな市民参画の方向性について述べておく必要があると考え、追記したものでございます。市民参画という観点から、この大分類6、中分類1に位置づけたものでございます。

続きまして42ページ、大分類6、中分類2「国際化の推進と平和への貢献」でございます。

ここでは、行政主体と感じられるので市民活動が中心という表現に変えられないか、外国人リピーターへの取組についてのご意見をいただきました。

これらのご意見から、訂正のポイントにありますように、国際化の部分について、3段落目、「市民活動を中心に、さまざまな分野で相互理解やふるさと意識の高揚を促し、個性ゆたかな地域社会を築いていきます」という形で訂正しております。

なお、外国人観光客につきましては、部会の中で「観光面の取組として、中期計画の観光部分で記述します」と回答しておりますので変更はいたしていません。

続きまして、43ページ、大分類6、中分類3「行政改革・適正な行政運営の推進」についてでございます。

ここでは、重複して表現している文言の整理、市民参加を大分類6に記述などについてのご意見をいただいております。

これらのご意見から、訂正のポイントにありますように、重複部分を整理し、一部文言を追加いたしました。

なお、住民自治については、部会の中で「大分類2、中分類1『住民自治の推進』でまとめて記述しています」と回答いたしておりますため、訂正はいたしていません。ただ、市民参画につきましては、先ほどの分類で記述をいたしております。

以上、「まちづくりの方向性」、大分類4から6まで、訂正箇所を中心にご説明申し上げます。

た。よろしく願いいたします。

【川本委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただいた部分につきまして、ご意見、ご質問、ご要望を承りたいと思います。いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

【山上委員】 山上と申します。

私の質問は、まず、35ページとか37ページの言葉の問題なのですが、例えば35ページの7行目に「また、良好な都市景観の形成のために、地域住民のまちづくりへの参加に向けた取組を推進します」というような表現があります。それから、37ページですと、上から3行目とかに「住んでよかったと感じられるまちづくりをめざして、住民主体の景観づくり、シンボル景観の保全と継承」というようなことが書かれております。それから、その下のほうに、8行目ぐらいですか、「都市景観の形成においては、すぐれた宇治の景観が維持・形成できるよう、住民主体の取組支援を進めます」という表現がありまして、実はちょっと気になったのは住民という言い方ですね。

ほとんどの総合計画の中の表現としては市民という言い方がかなり多く使われていて、一部かなり限定された方を対象に表現される場合は住民という言い方をされているような印象を受けたんですけど、例えば35ページの7行目のところの地域住民という文言の意味するところは、いわゆる宇治市民ということではなくて、ある特定の地域に住んでおられる方々という意味で使われているのか、いや、そうではなくて、地域住民と言っているけれど、これは宇治市民を指しているんですよという意味なのか、そのあたりのお考えをまず教えていただきたいということです。

【川本委員長】 ありがとうございます。

これは、住民と市民は同じか違うかというご質問だと思いますが、よろしく願いいたします。

どうぞ。

【川端副市長】 副市長の川端です。

改めてこうやってみますと、ご指摘も確かにそのとおりかなと思いましたが、実は、先ほど、最初のほうで実施条例の景観条例の話をしたんですが、その後、私ども、法律に基づく委任条例であります景観まちづくり条例というものを作成いたしました。そこでは、いわゆる地区まちづくり協議会ということで、地域の方々が、当然利害関係者を含むという意味なんですけども、自分たちのまちは自分たちがいろいろ考えようではないかと、それに行政が支援していこうという意味で、市長がそういう組織を認定する、それが地区まちづくり協議会というものを条例事項で盛り込みました。

そういうことから、今まさに山上委員さんがおっしゃいましたように、市民全体というとならえ方よりも、ある一定のエリアでまちづくりをこなそうという利害関係者の寄り集まりというようなことをちょっと意識して、こういう地域住民というような言葉を使ったと。ですので、

それ以外の37ページでもいわゆる景観、シンボル景観など、ある一定のエリアをとというような観点から言った場合には、その部分をどう守ろうかという地区の方々の意見というもの、これがまず大きく影響するだろうということから、このような言葉、住民主体でありますとか住民、地域住民という言葉を使ったということでございます。

これがこの審議会の中でどうかなという意見があれば、今までも幾つか繰り返し出ていましたように、これは皆さんでつくる総合計画でございますので、より市民の方々、受けとられる方々にわかりやすい、そういうような計画であるべきだと思いますので、これは当然変更も有り得るといふふうに私どもは受けとめておりますので、皆さんのご意見をいただければと、このように思っております。

使った意味はそういうような意味でございます。以上でございます。

【川本委員長】 ありがとうございます。

どなたかほかに。

どうぞ、ご意見。あるいは。

【山上委員】 ということであれば、私の意見としましては、まちづくりはその地域に住んでおられる方々や利害関係者だけではなくて、これからは特に歴史的・重要文化的景観などのまちづくりを宇治市は、いわゆるその地域に住んでいる方だけではなくて、宇治市民が皆関心を持って取り組んでいただく課題だと思われまますので、そういう意味では市民とかいうような表現で書くほうが、より広い範囲の関係者の皆さんの参加を促すという意味で適切ではないかなというように私は思います。

【川本委員長】 ありがとうございます。

ほかのご意見というのはございますか。いや、やっぱり住民のほうがいいんだという、そういうようなご意見の方はおられませんか。副市長さんのほうは、この委員さんのご意見を踏まえるとおっしゃっておられたわけですが、今、山上委員さんのご意見が出て、それに対する反対意見というのかな、別のご意見というのは特にちょうだいしていませんが、よろしゅうございますか、これは。

どうぞ、池内委員さん。

【池内委員】 池内です。

住民という場合は、自分が住んでいる日々の暮らしの、まさに地域との関わりの中での住民という位置づけが非常に強いと思うんですね。市民という言葉は、どちらかといえばトータルの面での宇治市民という概念が強いと思うんですけど、ですから、ここで言う地域住民のまちづくりへの参加というのは、やっぱり自分の今住んでいる、居住している、その辺のまちづくりをどうしていくのかという面で、よりそこに重きを置くような表現としては私はそれでいいんじゃないかなと思うんですけど。

だから、市民としてのまちづくりというのは、これはまさに総合計画全体の問題で、宇治市政をどうしていくのか、宇治市の全体のまちづくりをどうしていくのか。ここでの地域住民のまちづくりへの参加というのは、やっぱり自分が今住んでいるふるさと、あるいは居住地、そ

の周辺のまさに地域コミュニティとの関わりを強調している言葉ではないかと思しますので、私はこれでもいいと思いますけどね。

【川本委員長】 ありがとうございます。

今、2つご意見。

高橋委員さん。

【高橋委員】 ちょっと整理しておいたほうがいいかと思うんですけど、今、地域住民とか住民、住民主体とか出ていますね。大分類のところではばくっとした宇治市という歴史のまち、宇治ということですから、山上さんが言われたように市民というのを使ったほうがいいと思う。ぐっと絞り込んで、その地域エリアということになれば地域住民。だから、両方の委員さんが言うてはることは正解であって、その辺を折衷でしっかりと、こんなことはその辺の調整をしていただくということでもよろしくをお願いします。

【川本委員長】 ありがとうございます。

山上委員さん、よろしゅうございますか。

【山上委員】 非常に難しいところなんですよね。私も別に住民という言葉遣いが悪いとは思わないし、それこそ地域に暮らしている皆さん方のそういうことを考えれば、住民というのは非常にわかりやすい表現でもあるし、妥当な言葉だとは思うんですけど、とすると、例えばその地域に住んでいない人はその地域の景観とかに、じゃ、関わりがないのかということ、いや、必ずしもそうではないでしょうということもありまして、だから、どういう表現をここで使うのが本当に最も適切かということ、あまり概念的な議論をしてもなかなか結論は出ないのかなと思いますので、ある面宇治市のほうにお任せをして、その最終結論といいますか、それに私は委ねたいと思っています。

【川本委員長】 わかりました。

どうぞ。

【川端副市長】 今いただきました件、私も申しましたようにこれは全体でつくり上げていくものです。ですので、それぞれの委員のおっしゃったことを十分に意を踏まえまして、最もこの分野であらわす適切な言葉は何かということ、きちっと模索しながら、いいものをつくり上げていくという、そういう姿勢で臨みたいと思いますので、ともかくこの場はそれで抑えていただければ助かります。

【川本委員長】 それじゃ、調整のほうを、先ほどの高橋委員さんのご意見も踏まえて、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに何かございますでしょうか。

どうぞ、向野委員さん。

【向野委員】 市会議員の向野です。

38ページなんですけど、部会の意見の中で交通空白地域というのが出されていたわけなんですけど、訂正のポイントのところでは、「公共交通空白地域対策の検討結果に基づき、交通空白地域の施策は記述しない」となっているんですね。部会の意見反映後というところでバス

のことに触れている部分があって、「身近な交通手段であるバス路線については、多くの路線が市内を走っています。さらなる利用者の利便性の向上のため」云々と書いているんですけど、今、バスというのはなかなか高齢化の中で、住宅地とか駅とかを結ぶ上で本当に大事な、本来、言うたら行政がもっとそこに力を入れんとならんというところなんですけど、この文言を見ると、本当に人ごとみたいに言っているようにしかとれないわけなんです。

だから、これからの社会の中で、バス路線の拡充ということについては、バス会社とかそれから行政、市民が一定の協議をしながら、どうして利用客を増やしていくかということも含めて、そしたら行政は何ができるのかということも考えながら、そういう行政としてのスタンスを盛り込んでほしいなと思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

【川本委員長】 ありがとうございます。

関連で何かございますか。よろしゅうございますか。

特になければ、ただいまのバス路線につきまして、どうぞお願いします。

【岸本政策経営部長】 政策経営部の岸本でございます。

今、向野委員さんのほうからご指摘のありました点につきましては、これまでにご議論いただきました現況と課題、これは今後お示しする中期計画の中に反映をさせていただくんですけども、そこで確かにバスと鉄道の連携・促進とか、自動車中心から公共交通のほうへ誘導を図る、そういった取組が必要ではないかということを現況と課題で掲げておりますので、中期計画の中での具体的な「取組の方向」として、バス交通の確保やその利用促進というふうなあたりのところ辺は検討してお出しをしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

【川本委員長】 いかがでございますか。

はい。

【向野委員】 そのことはいいんですけど、要は行政がどういうスタンスで第5次総合計画の中に位置づけるのかということが感じられないわけなんです。そこで今聞いているんですけど、お答え願えますか。

【川本委員長】 よろしく申し上げます。

【川端副市長】 基本構想の中に行政のスタンスが明確に読み取れないと、こういうご指摘ですね。

具体的には、部長が答えましたように、地域計画の中ではバス交通、例えばですけども利用しやすいバスサービスの向上に向けてどうする、こうするとかと、こういうものを施策体験の中に盛り込もうとはしております。ただ、それは最も基本的な理念を示す構想の中では読み取れない、こういうことかとは思いますが、訂正のポイントの2つ目の○の書き方が、ちょっと刺激的な書き方過ぎたかなと思っております。

これを例えばこういう書き方をしないまま、部会意見反映後のこの3行目を見ていただきましたときに、その前から読みますと、「さらなる利用者の利便性の向上のため」と、こういうふうに書いてございますから、我々行政といたしましては、まさに今おっしゃいますように公

公共交通機関、例えば鉄道駅で言いますれば14の駅があると。そして、バスも市内を走っております。ですから、こういう鉄道とバスを連携することによる利用者のサービスの向上なども考えなければいけませんし、さらにバスだけでももっともっと利用者のサービス向上は何かないかと。こういうことを総論的に、ここでは利用者の利便性の向上、こういうふうに言っておりますので、ある意味、これは我々がめざす、逆に言えば我々のスタンスではないかと、このように理解をいたしております。

したがって、今後の中期計画をお示しする中で、いやいや、やっぱり構想にはこう書くべきだという意見が出てくるかもしれませんが、そういうことの全体の中でまたご意見をいただき、反映できる部分は反映したいなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

【川本委員長】 ありがとうございます。

よろしゅうございますか、とりあえず。中期計画でフォローすると、こういうお答えをちょうだいしました。

ほかに何かございますか。

【桑原委員】 桑原です。再々申しわけございません。

これは別に意見じゃなくてご助言だけなんですけども、42ページに、宇治市にたくさんの外国人が来ていて、さらに来てはいるけれども、友達なんかやってリピーターなんかになってもらったらどうかというようなこと、どなたか部会で議論になったみたいなんです。ここでやにわに観光のほうへぼっと振っちゃっていますけども、私の経験から言うと、今、黄檗に留学生会館があって、あそこに大体、日本へ留学してきたら必ず半年は入るようになっていて、やっぱり結構宇治市に興味を持ち出したり、特に初めの半年間とか何か、日本語を勉強しながらやっているからかなりきついと聞きますから、そういうものとのネットワークというか、市としてのつき合い方があるとちょうどこのテーマにはフィットするなと思って、観光のほうにぼっと振っちゃってあるものですから、やや奇異な感じがしたものですから、それだけ、ちょっとそういうことがありますということだけです。

【川本委員長】 ありがとうございます。

じゃ、この点は中期計画の観光部分でとありますけども、別に観光部分に限らないで中期計画でフォローしていくと、こういうふうな理解でよろしいですね。

【桑原委員】 お任せしますけども、そういう母体がちゃんとあるということですね。

【川本委員長】 そうですね。観光だけじゃないよと、こういうことですね、おっしゃっておられるのはね。よろしゅうございますかね。

ほかに何か。

もしございませんようでしたら、冒頭申し上げましたように全体に戻ってというか、全体を通して言い忘れたことを含めて何かございましたら、ちょうだいしたいと思います。

どうぞ、高橋委員さん。

【高橋委員】 1つ、市のほうに聞きたいんですけど。

実は、初めの総合計画策定の趣旨というところであるんですけど、その中に入るのか、どこ

かばくつとした大きなところに入れてほしいなと思うのが、近隣市町との連携もしくは協力・交流、そういったものがこの総合計画になじむのかなじまへんのか、そういったもの。これからは近隣市町と連携をしっかりとやっていく。私は、ごめんなさいね、合併論議をまた振り返すわけやないんですけど、そういった視点がありますので。この宇治市は閉塞感があります。今、工業地域とか商業地域とかいろんな農業地域とか言っても、土地がないんですよ。だから、そういう意味で総合計画、この中に織り込めないかなと思うんですけど、なじまないならなじまない、いやいや、どこかのまた中分類、小分類ですか、どこかに入れるわというのか、その辺のところ、見解だけお聞かせください。

【川本委員長】 ありがとうございます。

関連はよろしいですね。

それじゃ、恐れ入ります、お願いいたします。

【川端副市長】 実は、皆さんのお手元の資料の43ページをお開きいただきたいんですけども、なぜここかという議論は別にいたしまして、今、高橋委員さんがお尋ねの件も、やはりご指摘のとおり部分を我々も危惧いたしております。したがって、この部会意見反映後の最後の四角い囲みの中を見ていただきたいんですけども、ほぼ2行目あたりになるんですけども、「身近な地方自治体で行うことを目的に地方分権が進められており」と、これは今の状況でございます。「国や京都府などの動向を見極めながら」、この後なんですけども、「広域連携も含め、市民にとって有益となるよう」な「あり方を検討する」ということで、我々もやはりこれからは広域連携というものが必要だということをごちゃと書かせていただいているということで、ご理解をいただければと思っています。

これでは不足だというご指摘があればまた考えなけりゃいけません、我々、決してその点についても見逃さないように取り扱わせていただいているということで、ご理解をいただければ助かります。よろしくお願いいたします。

【川本委員長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【高橋委員】 この部分に連携という言葉が入っているやないかと、広域連携という言葉が入っているやないかということなんですけども、やはり、1つ行を起こしてやっていただきたいという要望だけをしておきます。

以上です。

【川本委員長】 どうしましょう。じゃ、これはご要望ということで市当局に対して受けていただくと。よろしくお願いを。

はい、どうぞ。

【西岡委員】 内容に関してではないんですけども、内容にも関わりますけれども、今後の進め方への要望なんですけれども、ものすごく活発に、どの部会もだと思んですけども、私も――教育部長をしています西岡正子と申しますが――非常に活発な意見が出て、それをこの中に入れ込んでいく作業というのに非常にご苦労されたのはものすごくわかるんです。その

ご苦労されたのが、部会意見反映として出てきますね。それが果たして本当に反映しているのかとか、文言がどうかというのは、こちらから要望を出したのがどうなっているかというのは、今ここでというか、出してすぐが、次の文章がここに出てくるわけです。ただ、お聞きしましたら、中期計画やパブコメの後、また文章を整理し直されるということですが、やはり文章というのは非常に大事ですし、意見を文章化するというのは非常に大変な作業だと思いますので、その中期計画を入れてパブコメの後の文章をさらえるときはもう少し丁寧に、十分反映されているかというところを文章も練って、さまざま先ほどから意見が出ていますが、文書も練って、練る時間もとって、ぜひ進めていただきたいと思います。

【川本委員長】 ありがとうございました。

今の西岡委員さんの、ご要望ということでよろしゅうございますかね。

私の理解では、つまりそれぞれの部会で議論をされて、それはちゃんと部会の委員さんに全員にもう1回フィードバックをして、それから、部会長さんとのすり合わせも先ほどのお話のようにちゃんとやって、この全体会議では、部会に出ておられない方のご意見なんかも踏まえてもう1回調整をすると。

【西岡委員】 さまざまな意見が出ますね。この文章はこうだこうだとかね。

【川本委員長】 そうです。

【西岡委員】 それを反映した結果が、もうここに出てきているわけなんですよ。

【川本委員長】 いや、それ、もう1回、きょうのご意見を踏まえてさらに出ますよね。という理解でよろしいでしょ。違いますか。

【西岡委員】 いや、でも、もう少し文言等を直していくべきところがたくさんありますので、その最終分になる前にもっと丁寧に文章を読み直す時間が欲しいということです。

【川本委員長】 わかりました。それは、これからの日程のところでは補足でご説明いただくということになりますか。それとも、何か今お話がございますか。

【川端副市長】 多分、西岡先生がおっしゃっていますのは、部会でいろいろ意見があって、そして、多分それがどの意見をどうとらえて、どう変わったのだという部分がきちっと皆さんにわかるように、ここで、例えば今回であれば、果たして説明されているか否か、こういうことも言われているのかなと思っています。

ですので、多分部会を何回かやってきていただいて、いきなりここで全体会議になってしまって、ここで部会反映後の内容はこうですと言っているのですが、果たしてそれぞれの部会ではいろんな意見が出ていた。その意見をどうそしゃくして、どういう言葉に変わってここに至ったかという、こういう部分を多分、きちっと果たしてきょう説明できたかどうかと、これは私どもも反省しなきゃいけないとは思っています。

ただ、大変申しわけないんですけども、こういう限られた時間の中で進めているということ、これは我々のほうの問題なんですけども、したがって、今後の問題点としまして、今度は中期計画に入っていくわけですが、おそらく中期計画の中の議論、これをいろいろ意見をいただく中でも基本構想に戻っていくというのがいっぱい出てくると思います。そういうところで、部

会で出たものがここで仮に反映されていなかったとしても、そこでもう一度そしゃくをすれば、生かせるものは生かしていきたい、こういうような機会を与えていただければと思っておりますので、そういうような流れを今後我々も努力していきますので、そういう受けとめ方でご理解をいただければ助かります。

西岡先生、よろしいでしょうか。

【川本委員長】 よろしゅうございますか、西岡委員さん。

ありがとうございました。

【桑原委員】 感想だけで申しわけないんですけども、こういうプロジェクトに参加させていただいて、民間企業と何が違うかというのを2つだけ申し上げておきたいと。

1つは、民間企業の場合、必ず一体損益構造がどうなって、財務収支がどうなっていくのかという、企業の倒産に関わることでですから真剣にやるわけです。一番大きいのは、収入が今までどおり得られるんだらうかとか、もしそれが得られなかったとき、どこでどう膨らますんだらうかとか、そういう対策論が主体になってきます。それと同時に、今、時代が変わっちゃったからコストも要らない。この工場をやめちゃうかどうかとか、コストコントロールの構造問題が非常に大きなウエートになってきている。しかもそれは2、3年でできないことが多いですから、5年とか10年のスパンの中にいてどうしたらいいだろうかという議論がある。ここが今回の場合、そういう部分がちょっと欠落していて、コストとか収益という面から市を洗ってみるという視点が無いというのがややあれあれと思います。

もう1つは、企業の場合は必ず何年かごとに転換点に来るものですから、そのときに何をやるかという、自分たちの企業の行動基準をどう変えないといけないかと、今まではやや開発投資に行き過ぎていたから、もう少し営業戦略のほうへ力点を置くとか、いろんなダイナミックな考え方をするわけです。市のことから言うと、市の基準、行動基準というんですか、今まではこうやっていたのをスピードアップを重視して変えるとか、行動基準を変えていくというようなことが必要になって、一体どう変えるべきかということ自身が非常に重要な事項になってくるわけです。

どうもやっぱりこういう2つの部分があまりに今までの中になかったから、文章の中に、財政の問題については、財政が何となく厳しくなるから云々という程度に書いてあるだけで、今後、中期計画の中でその辺のことを開示していただいて、ぜひいい議論の展開点になるようにヒントを与えていただければありがたいと、こういうふうに思います。

【川本委員長】 ありがとうございました。

これはご意見ということで承ることにしたいと思いますので、そろそろよろしゅうございませうでしょうか。そろそろ意見も出尽くしたように思いますので、本日いろいろと意見、要望が出ておりますので、それを踏まえて当局のほうでさらにフォローをしていただくと、中期計画と同時並行しながらさらに練り上げていただくと、案をつくっていただくと、こういうことをお願いしたいと思いますので、よろしゅうございませうでしょうか。

それでは、会議次第の最後でその他というのは何かございませうでしょうか。ご意見、ご質問、

そのほか。よろしゅうございますか。

もしなければ、これからの日程につきまして、最後に事務局のほうからご報告をお願いしたいと思います。

【事務局（吉田）】 今後の大まかなスケジュールにつきまして申し上げさせていただきます。

本日、基本構想について議論いただきまして、大まかな内容について固まったものと思っております。たくさん宿題をいただきましたので、これについては今後、当然もう一度修正する機会を設けさせていただきます。

次のステップといたしまして、次は5次総合計画の中期計画についてご論議をお願いいたしますことになります。大体の中身といたしましては基本構想と同じでございます。最初の審議会、全体会で事務局のほうのたたき台を示して、その後、部会ごとに議論をいただき、部会のご意見を踏まえてまた全体会にお返しするようなイメージです。

時期につきましては、全体会につきましては、今スケジュールの確認表をお渡ししておりますけれども、大体8月下旬ごろ、それから、専門部会を9月、10月に行いまして、まとめの審議会を11月以降に行っていきたいと思っています。

次回の日程でございますけれども、日程調整表を送らせていただいておりますので、きょう、持ってきていただいておりますら、事務局のほうにお渡ししていただければ回収させていただきます。きょう持ってきていないという方につきましても、この8月の忙しいというか、いろいろ予定もあられる時期でございますので、大体来週の初めごろぐらいまでに意見をおまとめして、来週の終わりごろには何日というふうに決めたいと思いますので、電話とかファクスでも結構ですので、予定を教えてくださいたいと思います。

こういう形で今後のスケジュールを組ませていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

【川本委員長】 ありがとうございます。

ただいまのスケジュールにつきまして、ご質問は特にございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、特にないようですので、これをもちまして閉会したいと思います。

長時間、活発な論議をいただきましてありがとうございます。議事の不手際につきましては深くおわび申し上げます。どうもありがとうございました。

— 了 —